

HAMURA



広報 はむら 令和 8 年 6 月 15 日号

令和 8 (2026) 年 6 月 15 日発行 第 1167 号
【発行】羽村市 【編集】羽村市秘書広報課

URL = <https://www.city.hamura.tokyo.jp/> st102000@city.hamura.tokyo.jp
〒 205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘 5-2-1 ☎ 042-555-1111 ③ 336 FAX 042-554-2921

ポヌールナイトマルシェ 夜の公園を楽しみませんか



夜の公園で、人と人をつなぐ特別なマルシェを行います。こだわりのキッチンカー、フラワーショップ、新鮮野菜の販売、癒しのリラクゼーション、気軽に楽しめるワークショップなど厳選されたコンテンツを用意しています。

グラウンドの芝生エリアでは、キャンプお泊りイベントや、持ち寄りで手持ち花火会も行います！

のんびりした夏の夜を公園で過ごしませんか。

日時 7月4日(土)午後2時～8時(お泊りは翌午前10時まで)
会場 S&Dスポーツパーク富士見 クラブハウス前・子ども広場

※キャンプお泊りイベントは、申込フォームの利用ルールに同意の上、申し込んでください。

※持ち寄り手持ち花火会は、午後7時～8時(テニスコート側ソフトボール場)

問合せ 公園等指定管理者ウイングパーク ☎ 555-4342



▲申込フォーム

はむらじかん

市役所への問合せ受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。

はい！

こちら消費生活センター

「注意ください！あなたも遭うかも」こんなトラブル
「賃貸住宅の原状回復トラブル」

問合せ 消費生活センター内641

寄せられた相談事例から

家賃8万円の賃貸アパートを退去した。後日管理会社から壁のクロス張替えやハウスクリーニング代など、原状回復費用として総額20万円を請求されました。傷ついたり汚したりしていないのに、高額な原状回復費用を請求されてしまい、納得いかない。

消費生活センターの対応

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によると、通常の経年劣化については貸主が負担し、故意または過失による汚損・破壊は、借主の負担となっている旨を相談者に説明した。契約書に記載された借主負担のクリーニング特約は、契約時に説明があった場合、原則として有効となる、納得できなかったら国土交通省のガイドラインに則り、貸主に説明を求めて話し合い、少額訴訟や民事調停などの法的な解決方法もあると助言した。

トラブル防止のアドバイス

○ 契約する際は、重要事項をしっかりと確認する
契約書内の特記事項に、退去時に関する費用が記載されている場合があります。契約の際は、原状回復に関する特約がどうなっているかなど、重要事項をしっかりと確認しましょう。

○ 請求に納得できない場合は、話し合う
納得できない費用を請求された場合、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を確認し、貸主に説明を求め、話し合いましょう。

○ 入居・退去時の状態を記録する
退去時だけでなく、入居時も部屋の状態を確認し、写真などを撮り記録に残しておきましょう。特に、借主自身でつけていない傷が入居段階であった場合は、直ちに管理会社に報告しましょう。

退去に伴う原状回復の精算内容をよく確認し、納得がいけない場合には、貸主側に説明を求めましょう。



市公式サイト



羽やすめ



Facebook



Instagram



YouTube



LINE

